

沖縄県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について

1. 趣 旨

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）第5条による改正後の社会福祉法（令和2年4月1日施行）において、利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、第二種社会福祉事業のうち、住居を提供する施設（住居の用に供するための施設）を設置するものについて、新たに「社会福祉住居施設」として位置づけ、その設備及び運営について厚生労働省の基準に基づき、都道府県が条例を定めることとされました。

この度、社会福祉住居施設のうち無料低額宿泊所の最低基準について厚生労働省の基準が定められたことから、沖縄県においても条例を制定する必要があります。

なお、那覇市においては、中核市である那覇市が制定する条例が適用になりますので、今回制定する県の条例の適用から除かれます。

2. 厚生労働省の基準

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）

3. 条例制定に係る独自基準の検討

厚生労働省令の基準のとおり制定することを基本としますが、以下の点については、本県の実情に応じ、省令と異なる内容とします。

省 令	県条例	考え方
浴室に係る設備基準のうち「浴槽を設けること。」とする部分	当該規定を設けない。	本県において、気候や生活習慣上、浴槽が必須とは言えないため、設備基準として浴槽の設置を求めることは妥当ではないことから削除する。

4. 施行期日

令和2年4月1日（予定）